

戦後神奈川県における青少年行政に関する研究

—— 県立青少年会館を中心に ——

峯 一 路¹

昭和40年代、神奈川県は、青少年に対して団体活動・余暇活動の場を与えるため、日帰り施設である21館の県立青少年会館を、市部を中心に設置した。働く場を求めて青少年が県外から流入する中で、勤労青少年に配慮した会館の運営が行われた。本研究では、会館の設置に至る経緯、利用の状況及び会館が行った自主事業等の調査を行い、戦後神奈川県の青少年行政において青少年会館が果たした役割について考察した。

はじめに

昭和30年代以降の神奈川県は、「非行の防止」とあわせて「健全育成」を青少年行政の軸として掲げるようになり、様々な青少年健全育成施設を設置した。その一つが、神奈川県立の青少年会館である。青少年会館は、青少年に団体活動の場を提供することを主な目的として、市部を中心に計21館設置された。来館する上での地理的・時間的な制約が少なく、また、単に施設や設備を貸すことにとどまらず独自に主催した事業を通して行政が青少年と関わったという点において、青少年会館は青少年にとって身近な施設になり得たと考えられる。しかし、昭和60年代になると、県は青少年健全育成施設の見直しを図り、青少年会館の廃止または市への移管を進めた。

本研究では、県の刊行物や県議会の記録、新聞記事等を参考に、青少年会館の設置に至る経緯や利用の状況及び実施された事業等について調査した。これらの調査によって判明した事実を基に、昭和40年代から50年代にかけての神奈川県が青少年の健全育成についてどのように考え、また、青少年会館が青少年を健全に育成する上でどのような役割を果たしたのかを考察した。

研究の内容

1 本県における青少年行政の概要

(1) 当時の青少年をめぐる状況

「青少年白書」(内閣府 2000)や「青少年行政20年史」(神奈川県 1971)を参考に、昭和20年代から昭和40年代にかけての青少年をめぐる状況を概観すると、次のように整理できる。

昭和20年代の国の施策の中心は、増加する「浮浪児」

1 神奈川県立大和南高等学校

研究分野(今日的な教育課題研究 神奈川の教育史に関する研究)

や青少年非行(刑法犯少年の数の戦後最初のピークは昭和26年)への対策であり、この背景にある貧困等の問題に対処するために、児童福祉が行政課題として取り上げられるようになった。昭和30年代には、経済の高度成長を背景として、有害な出版物の氾濫や交通事故の増加、青少年非行の増加及び質の変化(刑法犯少年の数の戦後第2のピークは昭和39年)、勤労青少年の福祉の不足など、青少年をめぐる問題が多様化した。

本県においては、中学校や高等学校を卒業した後に働く場を求めて本県に流入した青少年が、職への定着など新しい環境への適応に関する問題を抱えていた。流入青少年の数は昭和30年代に増加し、他県出身者が本県で就職した新規学卒者の総数に占める割合は、昭和44年に60%を超えた。昭和45年には勤労青少年福祉法が制定され、地方公共団体が勤労青少年の福祉を増進する責務を有することが規定された。勤労青少年に対し高い関心が払われるようになったのである。

また、勤労青少年の動向は、本県における青年の団体活動にも影響を与えた。本県では、第二次または第三次産業に従事するため、横浜市・川崎市などの都市部へ転出する者が増加した。これに伴い、地域を基盤として団体活動を行ってきた青年団が衰退した。このような団体に代わり、職場や施設を中心とした小規模の団体が都市部を中心に生まれ、興味・関心に応じた活動を行うようになった。しかし、このような団体は、喫茶店で会合を行うなど、活動場所に恵まれていたとは言えなかった。

(2) 本県における青少年行政機構の再編

青少年問題が多様化する中、昭和30年代半ばまでの本県の青少年行政は、警察、教育、民生などの各々がそれぞれの目的に応じた施策を個別に実施していた。例えば、有害な社会環境の是正については、民生部が出版物の規制を、警察本部が薬物の取締りをそれぞれ担っていた。このような中で施策を統一的に進める必要性が高まり、青少年行政の一元化が議論されるようになった。昭和38年12月、県議会は、知事、教育委員会、公安委員会に対し、青少年対策関係組織を総合統

一するよう要望した（神奈川県 1971）。

昭和39年2月、県は知事部局の部外課として「青少年企画課」と「青少年育成課」を新設した。両課には、これまで民生部児童課、教育庁青少年教育課、警察本部少年課が担当していた事務のうち青少年の健全育成に関する部分が移管・統合された。

昭和39年3月、県は知事を本部長とする「青少年総合対策本部」（以下、「青対本部」と表記する。）を設置した。青対本部は知事を本部長、副知事を副本部長、関係部局長を本部員として構成された。青対本部の所掌事務は「青少年対策の総合的な企画、調整及び推進に関すること」と「青少年対策について県関係部局間の相互連絡に関すること」である（神奈川県青少年総合対策本部 1970）。青対本部の関係課は、知事部局6部10課、青少年2課、教育庁3課、警察本部3課にわたっており、青少年企画課を事務局とする全庁横断的な連携体制が整えられた。このような機構の設置は全国に先駆けたものであり、国は昭和41年になって、総理府に青少年局（現内閣府子ども・若者育成支援推進本部）を設置している。

昭和44年、県は、業務量の増大に対応するために青少年事務局を発足させた。青少年企画課・青少年育成課の両課は青少年事務局に所属することになった。

(3) 県が考える青少年の「健全育成」

青対本部は「基本方針」と「対策」を定め、青少年行政に関する施策の推進に当たった（第1表・第2表）。なお、昭和45年度以降、「対策」は「対策推進要綱」として整理されている。

第1表の基本方針には、「健全育成のための施策を主軸とし、あわせて非行の防止を図る」ことが示されている。昭和30年代半ばから増加した多様な青少年問題を解決するに当たっては、単に補導などの対策にとどまることなく、青少年の自覚と健全な心身の育成が必要だという認識が高まっていた。本県の青少年行政は、非行防止と健全育成の二つを軸として展開されるようになったのである（神奈川県 1971）。

第1表 県青少年総合対策本部が定めた「基本方針」（昭和43～44年度）

<p>○時代の推移に対応する青少年の社会的関心の実態を把握しつつ、健全育成のための施策を主軸とし、あわせて非行の防止を図る。</p> <p>○家庭、学校、職場及び地域が健全育成の基盤であるとする立場を軸として、各部局の施策及び民間活動の総合的、かつ、効果的な促進を図る。</p>

（神奈川県 1971 「青少年行政20年史」 p.53 を基に作成）

青対本部が掲げた対策の一つに「青少年団体の育成」がある（第2表）。青対本部は、健全な人間関係を構築することが健全育成につながるという前提に立ち、

青少年による団体活動を重視する姿勢を示していたと考えられる（神奈川県青少年総合対策本部 1964）。県は、青少年育成課の業務の第一に「青少年関係団体の指導及び育成に関すること」（神奈川県 1964）を掲げ、また、昭和40年策定の「第三次総合計画」では、青少年行政に関する具体的方策として、地域における民間組織の育成を冒頭に掲げた（神奈川県 1965）。

しかしながら、前述したように、地域を基盤として団体活動を行ってきた青年団は既に衰退していた。また、青少年の組織率は、少年（6～15歳）で約50%、勤労青少年（15歳～24歳）で約10%（昭和44年時点）であり、青少年育成課はこの状況を課題であると認識していた（神奈川県青少年育成課 1969）。なお、青少年育成課は「何らかの団体への参加」の意味で「組織」の語を使用しており、本研究でもこれに倣う。

このような中で、県は、青少年の組織化を推進するための様々な事業を実施した。具体的には、昭和42年度以降、県は新たに結成された団体に対して補助金を支給した。また、昭和45年度以降、県立の青少年会館も組織化の推進に関する事業を主催した（神奈川県青少年総合対策本部 1992 p.204）。なお、青少年会館の事業については後述する。

第2表 青対本部が定めた「対策」（昭和43～50年度）

昭和43～47年度	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育の充実と学校における生徒指導の強化 ○青少年の保健と福祉の充実 ○地域における健全育成活動の促進 ○青少年団体の育成とスポーツ、レクリエーションの奨励 ○勤労青少年の教育の振興と福祉の増進 ○健全育成施設の整備と運営の充実 ○社会環境浄化活動の推進 ○青少年非行防止活動の強化
昭和48～50年度	<ul style="list-style-type: none"> ○明るい家庭づくりと学校・社会における生徒指導の充実 ○よい仲間づくりと指導者の養成 ○働きがいの充実とスポーツ、レクリエーションの普及 ○青少年健全育成施設の整備、活用と福祉の増進 ○よりよい社会環境づくりと非行防止活動の強化

（神奈川県 1971 「青少年行政20年史」 p.53、神奈川県 1972 「青少年行政年報」、神奈川県 1975-1976 「青少年白書」を基に作成）

(4) 神奈川県立の青少年健全育成施設

青対本部が掲げた対策の一つに、「健全育成施設の整備」がある（第2表）。昭和30年代半ばから昭和50年代後半にかけて、県は、青少年が諸活動を行うための拠点として、青少年企画課を中心として青少年健全育成施設を設置した（第3表）。

これらの施設の「設置の目的」を見ると、「団体活動」「団体訓練」「団体生活」といったように、「団体」の

語が多く用いられている。このことから、健全育成を推進する上で団体活動を有用な手段とみなす県の考えが見てとれる。

第3表 神奈川県立の青少年健全育成施設

態	施設種別	設置の目的	数
日帰り利用	青少年会館	青少年に団体活動と余暇活動の場を与え、もって青少年の健全な育成を図る	21
	青少年センター	青少年の健全な育成を図り、併せて県民の教養の向上に資する	1
	花月園こどもセンター	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにする	1
宿泊利用	青年の家	団体訓練又はその指導者の研修等を実施することにより、健全な青年の育成を図る	5
	青少年の家	青少年に、自主活動を主とする団体生活と余暇善用のための諸活動の場を与える	4
	三浦臨海青少年センター	青少年に、自主活動を主とする団体生活と余暇活動の場を与え、もって青少年の健全育成を図る	1
	観音崎青少年の村	青少年に団体活動及び余暇活動の場を提供し、併せて青少年指導者の研修、実践活動を促進する	1
野外活動	青少年キャンプ場	野外活動を通じて健全な青少年の育成を図る	6
	青少年サイクリングコース	都市近郊の手近な場所に自然に親しみながら、サイクリングを楽しめる場を確保提供する	5

※昭和58年時点で設置されているものを掲載
(神奈川県 1983 「青少年白書」を基に作成)

2 県立青少年会館

(1) 県立青少年会館の設置

県が整備した青少年健全育成施設の中で、設置数が突出しているのが青少年会館である。青少年会館は、昭和41年に設置された「神奈川県立青少年会館」(昭和48年度以降は「神奈川県立紅葉ヶ丘青少年会館」に改称。以下「紅葉ヶ丘青少年会館」と表記する。)が最初である。この施設は、横浜市西区の「神奈川県文化センター」(県立音楽堂、県立図書館、県立青少年センターが所在)の一角に設置された。その経緯については、次のように整理できる。

昭和37年に結成され、団体相互の連携と地域連帯を深めるための活動を行っていた神奈川県青少年団体連絡協議会は、昭和38年に、都市の勤労青少年グループが余暇活動のために利用できる施設を建設するよう県

に要望した。また、県議会の青少年問題特別委員会も、昭和38年に、都市の青少年を健全に育成する場としての施設を建設するよう県に要望した。一方、県立青少年センターや県立図書館では、利用者の増加に対応するための増築が検討されていた。これらのことを踏まえ、県は昭和40年の「第三次総合計画」で事業費1億4,400万円を要する「青少年会館(仮称)」設置計画を示した。その計画の実施により、紅葉ヶ丘青少年会館が青少年センターに併置され昭和41年に開館した(神奈川県 1972 pp.6-8)。

紅葉ヶ丘青少年会館の運営が軌道に乗ると、他の地域でも青少年会館の設置を要望する声が高まった。県は、各地域への青少年会館設置の第一歩として昭和44年に小田原青少年会館を設置し、昭和44年策定の「第三次総合計画(改訂版)」(神奈川県 1969)で、事業費19億400万円を要し各地域に青少年会館を建設する計画を示した。昭和44年度から昭和49年度にかけて19館が設置され、最終的には21館となった(第4表)。

第4表 神奈川県立青少年会館の設置時期

設置年度	名称
昭和41年度	紅葉ヶ丘青少年会館(横浜市西区)
昭和44年度	小田原青少年会館、川崎青少年会館、茅ヶ崎青少年会館、相模原青少年会館、横須賀青少年会館
昭和45年度	厚木青少年会館、鎌倉青少年会館、秦野青少年会館
昭和46年度	平塚青少年会館、高津青少年会館(川崎市高津区)、足柄上青少年会館(足柄上郡開成町)、大和青少年会館、藤沢青少年会館 ※足柄上青少年会館の附属施設として、昭和53年度に「南足柄文化スポーツ会館」が南足柄市に設置されている。
昭和47年度	三浦青少年会館
昭和48年度	逗子青少年会館、神之木台青少年会館(横浜市神奈川区)、伊勢原青少年会館
昭和49年度	津久井青少年会館(津久井郡津久井町)、海老名青少年会館、座間青少年会館

(神奈川県青少年総合対策本部 1974 「青少年対策要覧」、神奈川県立足柄上青少年会館 1997 「平成8年度版事業概要」を基に作成)

(2) 施設の概要

青少年会館には、集会室、和室、音楽室、美術室、プリントコーナーなどが設けられ、団体活動や余暇活動の場として青少年や各種団体に利用された(第5表)。スポーツコーナー、学習室などの施設は、個人による利用も可能であり、団体・個人を問わず青少年は原則無料で利用することができた。開館日は、月曜日、祝

日の翌日及び年末年始を除き年間で300日程度である。勤労青少年の利用を促進するために午前9時から午後9時30分まで開館され、職員は二交代で勤務した。

第5表 会館利用団体(昭和47年度 川崎青少年会館)

	会館を利用した団体の概要	団体数
1	美術・演劇・文化等文化活動を主とする団体	18
2	研究・学習・教養を主とする団体	40
3	スポーツ・野外活動を主とする団体	34
4	レク・話し合い・趣味・余暇活動を主とする団体	55
5	ボランティア活動を主とする団体	6
6	親睦を主とする団体	22
7	子ども会等児童生徒の団体	4
8	その他(連合体、婦人団体、事業所関係団体)	29
	計	208

(神奈川県立川崎青少年会館 1973 「事業概要」を基に作成)

特色ある施設を備えた青少年会館も存在した。例えば、工場が集中する地域に設置された川崎青少年会館は、地方出身の勤労青少年との面会のために来館する保護者や出身校の教師のための宿泊施設を備えていた。相模原・横須賀・三浦の各青少年会館には、地元の演劇団体の要望を受けてホールが設けられた。また、足柄上青少年会館には、その広大な敷地を利用して、総合運動場やプール、テニスコート、バレーコートなどのスポーツ施設が設けられた。

(3) 県立青少年会館の運営

各会館は、昭和44年に定められた「神奈川県立の青少年会館運営基本方針」(第6表)に基づき運営された。第6表で示した方針からは、青少年会館が健全な活動として「趣味、スポーツ、レクリエーション並びに文化活動」を想定したことや、場を提供する上で「勤労青少年に格段の配慮」をしようとしたことが分かる。また、方針には「社会情勢の推移」や「青少年の希求」を踏まえ施設の運営や設備の充実に努めることも示された。

青少年会館で行われた事業の中には、会館が独自に主催したもの(以下、「自主事業」と表記する。)があった。つまり、青少年会館は、既存の団体に対して単に施設・設備を貸すことにとどまらず、職員は、趣味や団体の指導、行事の企画・運営を担当したのである。昭和45年度以降の自主事業には、各館で概ね共通の柱が定められ(第7表)、その具体的な内容の計画・実施は、各館ごとに行われた。昭和45~51年度の自主事業の柱の名称からは、青少年会館が青少年の組織化を進めようとしていることや、勤労青少年を利用者として想定したことがうかがえる。

来館を呼びかけるポスターなどを目にして自ら赴く青少年もいたものの、自主事業への参加者をどのよう

に集めるかは設置当初の課題であった。例えば、藤沢青少年会館は企業訪問を行い、自主事業への参加を呼びかけている(神奈川県立藤沢青少年会館 1991)。

昭和52年度以降は自主事業の柱から勤労青少年に関する項目が消え、青少年の社会参加を促す項目が新設された。このことから、青少年会館の利用者層が変化したことが推測される(この点、後述)。

第6表 神奈川県立の青少年会館運営基本方針

- 1 青少年に趣味、スポーツ、レクリエーション並びに文化活動等の健全な団体活動と余暇活動の場を与え、青少年をすこやかに育成することを目標とする。
- 2 青少年会館は特別の設備のほかは無料で開放し、積極的に関場の利用の促進を図る。
- 3 会館の運営にあたっては、各青少年関係機関、団体、企業、健全育成施設及び青少年指導者が相互に密接な連携を保ち、効果ある青少年育成活動の推進を期する。
- 4 勤労青少年の福祉増進を図るため、会館の利用については勤労青少年に格段の配慮をする。
- 5 青少年が会館を利用するにあたっては、公共施設の愛護と正しい利用に意を用いさせ、あわせて公德心のかん養に資するようにする。
- 6 青少年会館の事業等については、広報などにより広く周知徹底をはかり、あわせて適正な使用と管理の万全を期する。
- 7 会館活動の活発化と会館相互の連携をはかるため、連絡会議を開催するなど連絡体制を確立し、また、職員の研修を行ない、資質の向上につとめる。
- 8 社会情勢の推移に着目し、また、青少年の希求を把握し、常に施設運営と設備の充実に努める。

(神奈川県 1971 「青少年行政20年史」 pp.337-338を基に作成)

第7表 青少年会館自主事業の柱

	昭和45~51年度	昭和52~57年度
1	指導者の養成と組織化の推進	文化活動の推進と教養の向上
2	勤労青少年の職場生活の向上	スポーツ・レクリエーション活動の充実
3	教養の向上と文化活動の推進	交流と連帯の推進
4	余暇活動の充実	青少年指導者養成
5		青少年社会参加推進

※青少年センターと一体的運営がなされている紅葉ヶ丘青少年会館では、自主事業の柱の名称が上記とは一部異なる。

(神奈川県青少年総合対策本部 1992 「かながわ青少年のあゆみ」 pp.387-388を基に作成)

(4) 青少年の組織化と交流

ア 勤労青少年の組織化

青少年会館の自主事業と青少年の健全育成との関係について、川崎青少年会館の具体的な事例を基に考察した。川崎青少年会館が昭和46年度に実施した自主事業を、第8表にて示した。この1年間には延べ56回・173日の自主事業が実施され、延べ7,213人が参加している。

第8表 昭和46年度川崎青少年会館の自主事業

自主事業の柱	事業の名称
指導者の養成と組織化の推進	グループ指導者研修会、グループサークル交歓会、勤労青少年のつどい
勤労青少年の職場生活の向上	転入青少年交歓のつどい、婦人と勤労青少年のつどい、明るい職場づくりのつどい、職業意識啓発講座、カウンセリング講座、はたらく若い女性講座、勤労青少年の日のつどい
教養の向上と文化活動の推進	教養講座、女子青年文化教室（手芸教室、茶道教室）、会館文化祭
余暇活動の充実	フォークダンスのつどい、館外活動のつどい、スポーツ教室（卓球）、卓球大会、フリーテニス大会、剣道大会、トレーニング特別教室、はたらく女性の健康教室、母子の健康教室、若人のつどい

(神奈川県立川崎青少年会館 1980 「あゆみこの10年」 pp. 87-91 を基に作成)

川崎青少年会館の自主事業は、ほぼ全てが勤労青少年を対象とするものであった。それぞれの事業内容には、「仲間を知ろう」「話し方と人間関係」「職場の中で人間関係」「愛と結婚」など、他者との関係の構築とその維持に主眼を置くものが多い。例えば、「勤労青少年の職場生活の向上」の事業として実施された「転入青少年交歓のつどい」では、レクリエーションや講演、キャンドルファイヤーなどが行われた。また、昭和46年度から昭和47年度にかけて、自主事業に参加した青少年によって、6つの青少年団体が結成された。その一つに、茶道教室修了生20名で結成された「水無月会」がある（神奈川県立川崎青少年会館 1980）。

同様の自主事業は、他の青少年会館においても行われていた。紅葉ヶ丘青少年会館では、昭和43年度に「転入青少年交歓のつどい」（年2回3地区の計6回）が始まり、初年度には440名の青少年が参加している。昭和46年度からは、従来の内容に加え、地方出身者の組織化を目指して「ふるさとのつどい」（年6回）が実施された。この事業に参加した青少年によって地方出身グループ「若い芽」が発足している（神奈川県立青少年センター 1972）。

このように、青少年会館が主催した自主事業は、青少年が組織化されるきっかけとなったのである。

イ 利用団体間の交流

(7) 会館内における青少年団体の交流

昭和49年5月、紅葉ヶ丘青少年会館を利用する団体の連絡協議会として「紅葉ヶ丘グループ交友会」が発足し、「仲間を広く求め友情の輪を広げよう」という目標に沿って活動した（神奈川県立青少年センター 1982 pp. 83-84）。発足に際して、当時の職員は「組織化に無関心なグループも少くなかった。何回となくリーダー格との話し合いを持ち、時間もかけて誕生までには長い陣痛期を要した」（神奈川県立紅葉ヶ丘青少年会館 1977 p. 19）と振り返っている。その後加入団体は増加し、昭和57年には126団体に達している。紅葉ヶ丘グループ交友会が関わった会館青年祭（ふるさとまつり「もみじのつどい」）は、昭和51年には自主事業（美術講座・音楽講座）の受講生と一体となって実施された。他の青少年会館においても、高津青少年会館の「高津サミット3000番」のような利用団体の連絡協議会が組織された（神奈川県立高津青少年会館 1992）。

(4) 会館の枠を越えた青少年団体の連携

昭和50年代半ば以降、会館を利用する団体が他の会館の団体と交流する事例がみられるようになった。その一つに、昭和57年の合同美術展「青春の軌跡展」がある。これまで、予算の関係から発表の場に恵まれていなかった紅葉ヶ丘青少年会館の利用団体が参加を呼びかけたところ、横須賀・三浦・秦野の各青少年会館の利用団体が応じ、約40人の青少年が出展することになった。彼らは自ら費用を負担して県民ホールの1室を借り、1年の準備の後に展覧会を実施した（昭和57年6月25日付 神奈川新聞）。

3 県立青少年会館が果たした役割

青少年会館が設置された時期の本県では、青少年をどのように組織化するかが課題であった。先に述べた川崎青少年会館の自主事業「転入青少年交歓のつどい」に参加したある青少年は、会館に寄せた手紙の中で「田舎から出て来て一年、(中略)会社内のことしか知らなかったのですから。これからもいろんな催し物をして下さい」と、青少年会館への期待を綴っている（神奈川県立川崎青少年会館 1980 p. 8）。この手紙からは、本県に流入した青少年が、会館という場を通じこれまで触れることのなかった職場外の環境を知り得たことが分かる。青少年会館は自主事業を通して組織化の機会を青少年に提供し、これに応じた青少年は団体を結成し活動を行った。青少年会館は、いわゆる仲間づくりを職場外で実現できる場であったと考えられる。

つまり、青少年会館の設置目的である「団体活動の場を与える」ことは、既存の団体に活動のための施設や設備を貸すことに加え、青少年が組織化される機会を提供することをも含んでいたと言える。このことは、

設置当初に川崎青少年会館に勤務した職員が「単なる会合の利用に終わらないよう（中略）有効適切な運営を図ると云うのが大きな課題であった」（神奈川県立川崎青少年会館 1980 p. 21）と振り返っていることから推測できる。

各地域に設置された青少年会館の運営が軌道に乗る一方で、勤労青少年の減少や青少年による非行の増加など、本県の青少年をめぐる状況にも変化が生じていた。県は、青対本部の対策から「勤労青少年」の語を除き（第2表）、青少年の自立の促進を目指し青少年行政の方向性を見直し始めた。また、青少年に関する多様な業務を担ってきた青少年事務局は、昭和52年に廃止された。本県の青少年行政は転換期を迎えたのである（神奈川県青少年総合対策本部 1992 pp. 140-142, p. 147）。昭和50年代の青少年会館は、自主事業の柱から勤労青少年に関する項目を外すとともに（第7表）、自主事業の主な対象を勤労青少年からその他の青少年にも広げていった。しかしながら、団体活動を青少年の健全育成の中心とする青少年会館の方向性は変わらなかった。

このような中で、青少年会館は、単に青少年を組織化することにとどまらない場となった。昭和52年度以降の自主事業については詳述できなかったが、自主事業の柱として新設された「交流と連帯の推進」（第7表）は、団体活動を健全育成の中心とする方向性を発展させたものと考えられる。会館が主催した自主事業以外にも、紅葉ヶ丘グループ交友会の活動や合同美術展の開催などの例に見られたように、青少年会館の中で団体間の交流が進み、さらには団体が館の枠を越えた合同の事業を企画・実施するまでに至った。会館側から与えられたものではない、青少年自らが企画した事業が行われたのである。青少年会館は、青少年の自主性を育む場としても機能した。

昭和52年度以降に設けられた自主事業の柱は、青少年会館だけでなく他の県立青少年健全育成施設にも採用されている。このことは、青少年会館の運営が肯定的に評価されたことの現れではないだろうか。勤労青少年が減少したにも関わらず、青少年会館の延べ利用者数は、昭和46年度には約95万人（10館）であったが、昭和54年度には約227万人（青少年会館21館及び足柄上青少年会館付属施設）に達した（神奈川県青少年総合対策本部 1992 p. 392）。

以上のように、青少年会館は、社会情勢の変化を受けつつ、また利用者層の変化を伴いながら運営を続けてきた。青少年会館は、勤労青少年を初めとする未組織の青少年の組織化や青少年団体の交流を促すことで、仲間づくりや自主性の養成に寄与してきた。すなわち、健全な人間関係を構築し青少年の健全育成を果たしてきたのである。

おわりに

県は、昭和63年1月の「かながわ青少年プラン」において、地域に密着した青少年会館などの青少年健全育成施設は市町村などの地域で運営することが望ましいという姿勢を示した。その後、青少年会館が所在地の市・町へ移管される動きが進み、平成9年度末までに全ての会館が市・町へ移管または廃止された。

本研究では、青少年会館が青少年の健全育成に果たした役割を団体活動の側面から明らかにしたが、他の施設が果たした役割や青少年会館の移管・廃止の経緯については十分に言及できなかった。これらについての詳細な調査を進め、他の施設が青少年の健全育成に果たした役割や施設間の関連性、さらにはこれらの施設の移管・廃止が現在の青少年行政に与えた影響を明らかにしていくことを、今後の課題としたい。

引用文献

- 神奈川県 1964 神奈川県規則第6号 昭和39年2月18日付「神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則」（『神奈川県広報』号外第3号）
- 神奈川県 1971 「青少年行政20年史」 p. 53, pp. 337-338
- 神奈川県 1982 「青少年センター20年のあゆみ」 pp. 83-84
- 神奈川県青少年総合対策本部 1970 「青少年対策要覧（昭和45年度）」 p. 28
- 神奈川県立川崎青少年会館 1980 「あゆみこの10年—開館10周年記念誌—」 p. 8, p. 21, pp. 87-91
- 神奈川県立紅葉ヶ丘青少年会館 1977 「創立10周年を迎えて」 p. 19

参考文献

- 神奈川県 1965, 1969 「第三次総合計画」
- 神奈川県 1970-1972 「青少年行政年報」
- 神奈川県 1972 「青少年センター十年史」 pp. 6-8, pp. 120-121
- 神奈川県 1975-1976, 1983 「青少年白書」
- 神奈川県立川崎青少年会館 1973 「事業概要」 p. 8
- 神奈川県青少年育成課 1969 「神奈川県の青少年教育」
- 神奈川県青少年総合対策本部 1964 「青少年対策資料要覧」
- 神奈川県青少年総合対策本部 1992 「かながわの青少年とともに 青少年行政40年のあゆみ」 pp. 140-142, p. 147, p. 204, pp. 387-388, p. 392
- 神奈川県立高津青少年会館 1992 「記念誌 ふれあいをもとめて」
- 神奈川県立藤沢青少年会館 1991 「あえる気がして」
- 神奈川新聞社 1982 「神奈川新聞」 6月25日付
- 内閣府 2000 「青少年白書 平成11年版概要」